

平成23年度 苫小牧市保育料徴収金額表

(単位：円)

階 層		保 育 料							
		3 歳 未 満 児				3 歳 児		4 歳 以 上 児	
区分	定 義	基 準 額	1/2額	(1/2)3歳児	(1/2)以上児	基 準 額	1/2額	基 準 額	1/2額
A	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0			0	0	0	0
B 1	市民税非課税世帯	AB1	0	0		0	0	0	0
		B1	2,200	1,100			1,900	950	1,900
B 2	市民税均等割のみ	8,600	4,300			6,100	3,050	6,100	3,050
B 3	市民税所得割 10,800未満	9,800	4,900			7,500	3,750	7,500	3,750
B 4	10,800以上	13,200	6,600			11,500	5,750	11,500	5,750
C 1	所得税 1,900未満	14,100	7,050			12,200	6,100	12,200	6,100
C 2	1,900以上 12,500未満	16,700	8,350			14,800	7,400	14,800	7,400
C 3	12,500以上 25,000未満	21,400	10,700			19,900	9,950	19,900	9,950
C 4	25,000以上 37,500未満	25,400	12,700			24,000	12,000	24,000	12,000
C 5	37,500以上 56,300未満	31,600	15,800			27,900	13,950	26,600	13,300
C 6	56,300以上 75,800未満	39,200	19,600			29,200	14,600	27,000	13,500
C 7	75,000以上 93,800未満	42,900	21,450			30,300	15,150	27,400	13,700
C 8	93,800以上 127,500未満	47,100	23,550		24,200	31,500	15,750	27,900	13,950
C 9	127,500以上 202,500未満	53,000	26,500		29,500	32,700	16,350	28,500	14,250
C10	202,500以上 364,900未満	61,000	30,500	32,000	36,900	34,000	17,000	29,100	14,550
C11	364,900以上 564,900未満	65,500	33,250	36,800	42,100	34,700	17,350	29,400	14,700
C12	564,900以上	75,600	37,800	45,100	50,900	35,500	17,750	29,700	14,850

- 1 同一世帯（A階層の世帯を除く）から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定子ども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合における徴収金額は、この表及び前項の規定にかかわらず下記の表の左欄に掲げる児童につき、同表右欄に定める額とする。

B 1階層からC 12階層まで	① 最も年齢が高い児童（2人以上の場合は、そのうち1人）	基 準 額
	② ①以外の児童のうち最も年齢が高い児童（ " ）	基準額の1/2
	③ ①及び②以外の児童	0 円

※上表によりC8階層からC12階層において①と②の合計額が、②の基準額に5,000円を加算した額（以下「負担下限額」という。）に満たないときは、②に係る保育料は、負担下限額から①に係る基準額を控除した額（(1/2)3歳児及び以上児欄の額）とする。

- 2 児童の属する世帯の階層が、B1階層と認定された世帯であっても次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金額を0円とする。
- ① 母子家庭・父子家庭の世帯
 - ② 在宅障害児（者）のいる世帯
 - ア 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者
 - ③ 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 月の途中で入園又は退園した場合のその月の保育料の額は、基準額表の規定による額を日割りした額とする。
- 4 災害、病気その他やむを得ない事由により扶養義務者の収入又は必要経費に著しい変動が生じたため、保育料を納入することが困難であると認めるときは、保育料の全部又は一部について免除する。
上記により保育料の免除を受けようとする者は、保育料の免除申請書を提出しなければならない。